

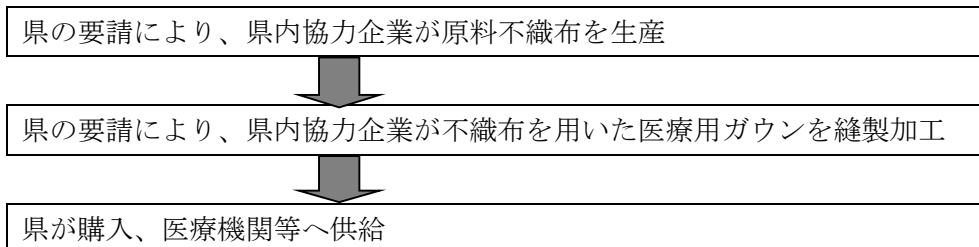
令和3年度「緊急時医療用ガウン生産実証業務委託」企画提案募集要項

1 目的

新規感染症の感染拡大等に伴う医療用資材の需給逼迫状況の発生といった緊急時に備え、医療用ガウン(アイソレーションガウン)を県内で生産し、医療機関等へ供給できる体制を構築するため、緊急時の縫製協力が可能な県内企業による医療用ガウンの生産実証の企画提案を募集する。

なお、体制構築後には、関係者間(原材料生産協力者、縫製加工協力者、県)での協定の締結を想定している。

※静岡県が想定する緊急時における医療用ガウンの生産供給



2 募集概要

- (1) 業務名 緊急時医療用ガウン生産実証業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 3の「募集業務の内容」のとおり
- (5) 委託期間 契約締結日から令和4年3月18日(金)まで
- (6) 契約限度額 140万円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 3件程度

3 募集業務の内容

(1) 委託内容

県内企業が有する生産設備やノウハウ等を活用し、緊急時に医療用ガウンの縫製加工及び供給ができる能力を構築するため、以下の業務を行うこととする。

ア 医療用ガウンの試作

- ・自社の既存設備・技術活用の方法等を検討のうえ、県が指定する原料不織布を用いて医療用ガウンを10着試作し、県が指定する先へ納品すること。
- ・仕様については、(2)の「医療用ガウンの仕様」に基づくこと。
- ・生産に向けた必要な修正事項に対応すること。

イ 医療用ガウンの生産

- ・県が指定する原料不織布を用いて医療用ガウンを1,000着生産し、県が指定する先へ納品すること。
- ・仕様については、(2)の「医療用ガウンの仕様」に基づくこと。

ウ 緊急時の生産能力・体制の確認

- ・上記ア、イの実施内容を検証し、県から生産要請を受けた際の対応可能な生産数量の試算と併せて、生産ラインの切り換え等、緊急時の業務体制など県に報告すること。

(2) 医療用ガウンの仕様（別添の型紙例を参考のこと）

- ・ 原料不織布は県が指定するものを使用する。
- ・ 形状は割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができること。ただし首元が開きすぎていないこと。）
- ・ 長袖で袖口がリブやゴム等で絞られていること。
- ・ 身体に対し固定するひも等が付いており、かつ着脱が容易であること。
- ・ 丈の長さは 100 c m 以上、かつ身長 150 c m の者が着用しても床につかない程度であること。
- ・ なお、既に生産・販売実績がある場合には、同仕様での生産も可能とする。
- ・ 1,000 着の医療用ガウンの納品形態は、段ボール 1 ケース 100 着入り梱包とすること。段ボールは十分な強度を有するもので、縦 42 c m × 横 52 c m × 高さ 48 c m ないし同程度のサイズとする。

(3) 事業要件

- ア 静岡県内において実施すること。
- イ 国や県等が助成する他の制度（補助金、委託費等）の対象とされる事業でないこと。
- ウ 委託事業の成果にかかる県の広報に協力すること。
- エ 緊急時に、県からの要請に応じて 1,000 着／月以上の医療用ガウンを生産し、県内の指定場所への納入が可能であること。
- オ 緊急時の生産と優先供給に関する県との協定の締結に応じられること。

(4) 対象経費

<留意事項>

- ・ 本委託業務に直接必要なものに限る。
- ・ 本事業の用に供したことが証拠書類から特定できない経費は対象外とする。
- ・ 委託業務で要した経費は、帳簿を作成し領収書等を貼付のうえ 5 年間保管すること。

区分	科目	主な内容
人件費等	人件費	当該業務に直接従事する職員等の労務費 ※その者が委託事業に従事した業務量及び実際に支払われた賃金等に応じた費用とし、内訳が業務日報等や賃金台帳等により事後確認できること。なお、無報酬の役員・職員の人件費は計上できない。
	賃金	事業を実施するために必要なアルバイト等の雇用費
事業費	原材料費	事業に必要な原材料等の経費 ※原料不織布は県が指定するものを使用する。なお、同不織布のコストは、200 円/着とすること。
	外注費	受託者が直接実施できない業務又は直接実施することが不適切な業務について、他の事業者を外注するために必要な経費
	消耗品費	事業で使用する消耗品の購入費
	通信運搬費	郵便料、運送代等
	情報収集費	事業に必要なデータ、書籍等の購入費
	その他諸経費	上記以外の費用であって、当事業の実施に必要であると県が認めるもの
消費税及び地方消費税	(上記経費の計) × 消費税及び地方消費税率 (10%)	

4 企画提案参加資格

- (1) 静岡県内に本社及び緊急時に対応する生産拠点を置く企業者。(ただし、生産拠点の県外移転が見込まれる場合は除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 直近1年間において、県税を滞納していないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)でないこと。

5 応募手続

- (1) 応募期間
令和4年1月4日(火)から令和4年1月14日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 参加の表明
企画提案参加希望者は、参加表明書(様式第1号)1部を提出すること。
参加表明書の提出がない者の参加は認めない。
 - ア 提出期限
令和4年1月12日(水)午後5時まで(必着)
 - イ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間を受付時間とする。

ウ 提出先

「(4) 提出先」を参照

(3) 企画提案の提出

ア 提出書類及び提出部数

企画提案書（様式第2号又は様式自由） 6部（正本1部、写5部）

委託業務見積書（様式第3号） 1部

法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

イ 提出期限

令和4年1月14日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間を受付時間とする。

エ 提出先

「(4) 提出先」を参照

(4) 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班

電話番号：054-221-2846

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 様式等の入手方法

静岡県新産業集積課ホームページからダウンロードすること。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/kinkyujiseisan.html>>

(6) 応募の辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に辞退を希望する場合は、辞退書（様式第4号）を提出すること。

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法及び内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書 (様式第2号 又は様式自由)	<ul style="list-style-type: none">・以下の1～5について記載すること。<ol style="list-style-type: none">1. 提案者の概要(医療用ガウンの生産実績や能力等)2. 業務内容<ul style="list-style-type: none">・緊急時の生産要請への対応を想定した提案をすること。・既存設備・技術活用の方法や人員体制を記載すること。・品質管理体制や方法を記載すること。3. 業務実施体制<ul style="list-style-type: none">・業務担当者について、各者の役割分担が分かるよう記載すること。4. 業務実施スケジュール<ul style="list-style-type: none">・委託期間中の業務実施スケジュールを作成すること。5. 業務総経費(見積額)・自由様式を使用する場合、日本産業規格A4又はA3用紙10ページ以内、カラー印刷とする。ただし、A3用紙は1枚の片面を2ページとして扱い、

	<p>A4用紙のサイズに折りたたんで製本すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字サイズは10ポイント以上を基本とする。
委託業務見積書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 見積書は、業務内容に記載した内容を踏まえ、必要経費を算出し作成する。 積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

(2) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、企画提案書を無効とし、非選定とすることがある。

7 要項等に対する質問

本要項等に対する質問がある場合は、次に従い質問書（別紙1）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和4年1月4日(火)から令和4年1月11日(火)まで
電話による連絡は平日の午前9時から午後5時までの間とする

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班
電話番号：054-221-2846
E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp

ウ その他

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

静岡県新産業集積課ホームページ
<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/kinkyujiseisan.html>>

8 選定方法

提案書の内容について、以下の項目に基づき審査委員会による書面審査を行い、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、審査委員会が必要と認める評価項目を追加する場合がある。

選定された者に対しては、選定通知書により令和4年1月21日(金)までに、電子メールにより通知する。また、選定結果は令和4年1月21日(金)までに、応募者全員に通知する。

項目	審査基準
企画内容	事業趣旨に合致した提案がされているか。
	緊急時の速やかな医療用ガウンの生産対応が可能な業務体制の構築と生産能力が期待できる内容となっているか。
	妥当な事業実施スケジュールの設定がされているか。
	事業内容に見合った経費見積りがされているか。
実施体制	特殊生地や多様な材質の縫製ノウハウや実績、品質管理体制を備えているか。
	円滑な業務遂行が期待できる実施体制が十分確保されているか。

9 契約手続

- (1) 契約候補者は、静岡県と別途仕様等を協議し、委託業務に係る契約書等を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (3) 委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、受託者の請求に応じて分割して前金払いをするものとする。
- (4) 契約保証金は免除する。

10 企画提案にあたっての留意点等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (4) 提出期限後は書類を受理しない。また、提出書類に記載された内容の変更を認めない。

11 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班

電話番号：054-221-2846

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp